

災害補償関係業務の貸付金利の見直しについて

1. 趣旨

マイナス金利政策の導入後、一層低下している市中金利の状況に鑑み、また、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、貸付金利の設定について、これまでの随時見直しから、市中金利連動型のルールに基づいた設定方法に見直すものとする。

2. 見直し内容

(1) 貸付金利

銀行からの調達金利（直近のTIBORレート+0.05%）に基金の事務コスト及び金利リスク0.1%（基金スプレッド）を上乗せした率（TIBORレート+0.15%）とする。

※ TIBOR 東京市場の銀行間取引金利で、全銀協運営機関が毎日公表を行っている。

(2) 期間区分

現行の貸付期間の区分は3月以内、3月超6月以内、6月超1年以上以内の3区分としているが、これまでの貸付実績（貸付期間）では1月以内の件数が多いことから、より貸付期間に応じた金利実態を反映させるため、現行の期間区分の「3月以内」を「1月以内」、「1月超2月以内」、「2月超3月以内」に細分化する。

（参考）貸付金利の水準

－見直し後は直近のTIBORレートによる場合－

（単位：％）

現 行		見直し後	
期間区分	貸付金利	期間区分	貸付金利
3月以内	0.300	1月以内	0.180
		1月超2月以内	0.196
		2月超3月以内	0.207
3月超6月以内	0.500	3月超6月以内	0.256
6月超1年以上以内	0.800	6月超1年以上以内	0.278

3. スケジュール

平成29年4月1日から実施